３　試験機器の状態
試験周波数及び試験拡散符号に設定して、最初に受信状態にしておく。
４　測定操作手順
⑴　試験機器を受信状態にする。
⑵　標準信号発生器の出力を断の状態で、試験機器から電波が発射されないことを、スペクトル分析器で確認する。
⑶　標準信号発生器の出力を接続の状態で、試験機器を送信動作にしてから５ｓ以上の時間について、スペクトル分析器で電波の発射を確認し、バースト時間率の逆数を乗じた値が－70dBm／１MHz以下であることを確認する。
５　試験結果の記載方法
「良」又は「否」で記載する。

［**別表第七十一～別表第八十五**　略］

別表第八十六　削除

［**別表第七十一～別表第八十五**　同左］

別表第八十六　証明規則第２条第１項第11号の19に掲げる無線設備の試験方法

一　一般事項

１　試験場所の環境
⑴　技術基準適合証明における特性試験の場合
室内の温湿度は、ＪＩＳ　Ｚ　8703による常温及び常湿の範囲内とする。
⑵　認証における特性試験の場合
⑴の環境による試験に加え、周波数の偏差については温湿度試験及び振動測定を行う。
２　電源電圧
⑴　技術基準適合証明における特性試験の場合
外部電源からの試験機器への入力電圧は、定格電圧とする。
⑵　認証における特性試験の場合
外部電源から試験機器への入力電圧は、定格電圧及び定格電圧±10％とする。ただし、次に掲げる場合は、それぞれ次のとおりとする。
ア　外部電源から試験機器への入力電圧が±10％変動したときにおける試験機器の無線部（電源は除く。）の回路への入力電圧の変動が±１％以下であることが確認できた場合は、定格電圧で測定を行う。
イ　電源電圧の変動幅が±10％以内の特定の変動幅内でしか試験機器が動作しない設計となっており、その旨及び当該特定の変動幅の上限値と下限値が工事設計書に記載されている場合は、定格電圧及び当該特定の変動幅の上限値及び下限値で測定を行う。
３　試験周波数と試験項目
試験機器が発射可能な周波数のうち、上限、中間及び下限の３波の周波数（試験機器の発射可能な周波数が３波以下の場合は、全ての周波数）で全試験項目について測定する。
４　予熱時間
工事設計書に予熱時間が必要である旨が明記されている場合は、記載された予熱時間経過後、測定する。
５　測定器の精度と較正等
⑴　測定器は較正されたものを使用する。
⑵　測定用スペクトル分析器は掃引方式デジタルストレージ型とする。ただし、ＦＦＴ方式を用いるものであっても、検波モード、分解能帯域幅（ガウスフィルタ）、ビデオ帯域幅等各試験項目の「測定器の設定等」等に記載されている設定ができるものに限る。